

請求日 年 月 日

春日部市長 あて

施設等利用費請求書（償還払い用）

幼稚園・認定こども園の預かり保育事業、
認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育、子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んでください。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、春日部市に居住していることを春日部市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを春日部市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を春日部市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を春日部市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）

ふりがな		認定 子ども との 続柄	生年月日	年	月	日
氏 名	印		現住所	電話：		

2. 認定子ども（認定子どもごとに申請してください）

法第30条の4の認定種別	☐ 第2号 ☐ 第3号	ふりがな	
生年月日	年 月 日	氏 名	
請求期間の住所			
☐ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入			年 月 日

3. 在籍する幼稚園・認定こども園、認可外保育施設について記入

ふりがな		所在地	〒
施設名称			
		(市外の場合のみ記入)	電話：

4. 償還払いの振込先を記入してください（※1）

☐ 前回請求と同じ口座への振り込みを希望する場合は☐にチェックし、口座情報の記入は不要

金融機関名	預金種目	☐ 普通 ☐ 当座					
銀行・信用金庫	支店	口座番号					
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)					

※1 請求者と口座名義人は同一としてください。別の名義人の口座へ振込を希望する場合は、下記【委任状】に記入・押印してください。

【委任状】

「1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）」と「4. 振込先口座」の名義人が違う場合は、記入・押印してください。

児童	の施設等利用費の本請求における受領について、		
口座名義人	に委任します。		
年 月 日	施設等利用給付認定保護者	印	

<裏面も記入してください>

5. 「3. 在籍する幼稚園・認定こども園、認可外保育施設」以外に施設等利用費の償還払いを受けることができる場合は記入（※2）

①	ふりがな		所在地	〒
	施設・事業名			
②	ふりがな		所在地	〒
	施設・事業名			

※2 幼稚園・認定こども園を利用している場合は、幼稚園・認定こども園の預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみ認可外保育施設等の併用ができます。

【幼稚園・認定こども園を利用している場合】

6. 在籍する幼稚園・認定こども園の預かり保育事業と、認可外保育施設等の利用（※3参照）における施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	在籍園の預かり保育事業				認可外保育施設等に支払った金額(d) ※3 ※4	請求額 ※6 （「c+d」か月額上限額の低い方を記入）
	施設に支払った金額(a) ※4	利用日数	対象額(b) (490×利用日数) ※5	aとbの金額の低い方を記入(c)		
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円
年 月	円	日	円	円	円	円

※3 「認可外保育施設等に支払った金額」は、預かり保育事業について、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満又は年間（平日・長期休業中・休日の合計）開所日数200日未満の場合のみ記入が可能です。

※4 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「認可外保育施設等に支払った金額」を証明する領収証（口座振替の場合は通帳コピー等の確認ができる書類等）と特定子ども・子育て支援提供証明書を添付してください。

※5 利用年月に応じた月額上限単価を使用し「対象額」を算出してください。（令和8年10月以降の利用分における月額上限単価は490円、それ以前（令和8年9月まで）の利用分における月額上限単価は450円）

※6 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は12,300円、第3号の場合は17,700円となります。「c+d」がこれを超える場合は、それぞれの月額上限額を記入してください。

【認可外保育施設等を利用している場合】

7. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※7 ※8	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※7	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d) ※9	請求額 (cとdを比較して小さい方)
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

※7 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類（施設からの領収証等）と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付してください。

また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付してください。

※8 利用料の設定が月単位を超える（四半期・前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定してください。（1円未満の端数がある場合は切り捨て）

※9 令和8年10月以降の利用分における月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額40,300円、第3号認定の場合は45,700円です。それ以前（令和8年9月まで）の利用分においては、第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。